

宜野湾市介護予防・日常生活支援総合事業事業費
単位数サービスコード表
(令和6年4月施行版)

- 1 訪問型サービス（独自）サービスコード表
- 2 通所型サービス（独自）サービスコード表
- 3 介護予防ケアマネジメントサービスコード表

[脚注]

単位数算定記号の説明

+ ○○単位	⇒	所定の単位数 + ○○単位
- ○○単位	⇒	所定の単位数 - ○○単位
× ○○%	⇒	所定の単位数 × ○○/100
.○○%加算	⇒	所定の単位数 + 所定の単位数 × ○○/100

1.訪問型サービス（独自）サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成単位 数	算定単位		
種類	項目									
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合			1,176	1月につき		
A2	2111	訪問型独自サービス11日割		1176単位	日割の場合		39単位	39	1日につき	
A2	1211	訪問型独自サービス12		(2) 1週に2回程度の場合				2,349	1月につき	
A2	2211	訪問型独自サービス12日割		2349単位	日割の場合		77単位	77	1日につき	
A2	1321	訪問型独自サービス13		(3) 1週に2回を超える程度の場合				3,727	1月につき	
A2	2321	訪問型独自サービス13日割	ロ 1月当たりの回数を定める場合	3727単位	日割の場合		123単位	123	1日につき	
A2	2411	訪問型独自サービス21		(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合			287単位	287		
A2	2511	訪問型独自サービス22		(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合		179単位	179	1回につき	
A2	2621	訪問型独自サービス23			(二) 所要時間45分以上の場合		220単位	220		
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		(3) 短時間の身体介護が中心である場合			163単位	163		
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合			12単位減算	-12	1月につき	
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割		日割の場合			1単位減算	-1	1日につき	
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		(2) 1週に2回程度の場合			23単位減算	-23	1月につき	
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		日割の場合			1単位減算	-1	1日につき	
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3) 1週に2回を超える程度の場合			37単位減算	-37	1月につき	
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割		日割の場合			1単位減算	-1	1日につき	
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合			3単位減算	-3	
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22			(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合		2単位減算	-2	1回につき
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23				(二) 所要時間45分以上の場合		2単位減算	-2	
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間			(3) 短時間の身体介護が中心である場合			2単位減算	-2	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10%減算		1月につき		
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15%減算				
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12%減算				
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の 15%加算				
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割				所定単位数の 15%加算		1日につき		
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数				所定単位数の 15%加算		1回につき		
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10%加算		1月につき		
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の 10%加算		1日につき		
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数				所定単位数の 10%加算		1回につき		
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5%加算		1月につき		
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の 5%加算		1日につき		
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数				所定単位数の 5%加算		1回につき		
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算			200単位加算	200			
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	二 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算Ⅰ		100単位加算	100	1月につき		
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算Ⅱ		200単位加算	200			
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算			50単位加算	50	月1回程度		
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ		所定単位数の 137/1000加算		1月につき		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ		所定単位数の 100/1000加算				
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ		所定単位数の 55/1000加算				
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ		所定単位数の 63/1000加算				
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ		所定単位数の 42/1000加算				
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の 24/1000加算				

※合成単位については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。なお、5つまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。

同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。

4.通所型サービス（独自）サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位
種類	項目						
A6	1111	通所型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		1,798	1月につき
A6	1112	通所型独自サービス11日割		1,798単位	日割の場合	59単位	59 1日につき
A6	1121	通所型独自サービス12		要支援2		3,621	1月につき
A6	1122	通所型独自サービス12日割		3,621単位	日割の場合	119単位	119 1日につき
A6	1113	通所型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで		436単位	436 1回につき
A6	1123	通所型独自サービス22		要支援2 ※1月の中で全部で8回まで		447単位	447 1回につき
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		18単位減算	-18 1月につき
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合	1単位減算	-1 1日につき
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12		要支援2		36単位減算	-36 1月につき
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割の場合	1単位減算	-1 1日につき
A6	C215	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1		4単位減算	-4 1回につき
A6	C216	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算22		要支援2		4単位減算	-4 1回につき
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		18単位減算	-18 1月につき
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割			日割の場合	1単位減算	-1 1日につき
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12		要支援2		36単位減算	-36 1月につき
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割			日割の場合	1単位減算	-1 1日につき
A6	D215	通所型独自業務継続計画未策定減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1		4単位減算	-4 1回につき
A6	D216	通所型独自業務継続計画未策定減算22		要支援2		4単位減算	-4 1回につき
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の	5%加算	1月につき
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の	5%加算	1日につき
A6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の	5%加算	1回につき
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス（独自）を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376 1月につき
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2		要支援2		752単位減算	-752 1回につき
A6	6207	通所型独自サービス同一建物減算3		ロ 1月当たりの回数を定める場合		94単位減算	-94 1回につき
A6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合			47単位減算	-47 片道につき
A6	5010	通所型独自生活上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算			100単位加算	100 1月につき
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算			240単位加算	240 1月につき
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算			50単位加算	50 1月につき
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算			200単位加算	200 1月につき
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算（Ⅰ）		150単位加算	150 1月につき
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2) 口腔機能向上加算（Ⅱ）		160単位加算	160 1月につき
A6	6310	通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算			480単位加算	480 1月につき
A6	6011	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ 1	リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	事業対象者・要支援1	88単位加算	88 1月につき
A6	6012	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ 2		要支援2		176単位加算	176 1月につき
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ 1		(2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	事業対象者・要支援1	72単位加算	72 1月につき
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ 2		要支援2		144単位加算	144 1月につき
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ 1	ハ サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	(3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	事業対象者・要支援1	24単位加算	24 1月につき
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ 2		要支援2		48単位加算	48 1月につき
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ）（3月に1回を限度）		100単位加算	100 1月につき
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ）		200単位加算	200 1月につき
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）（6月に1回を限度）		20単位加算	20 1回につき
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）（6月に1回を限度）		5単位加算	5 1回につき
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算			40単位加算	40 1月につき
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の	59/1000加算	59/1000加算 1月につき
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の	43/1000加算	43/1000加算 1月につき
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の	23/1000加算	23/1000加算 1月につき
A6	6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の	12/1000加算	12/1000加算 1月につき
A6	6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の	10/1000加算	10/1000加算 1月につき
A6	6114	通所型独自サービスベースアップ等支援加算	ヨ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の	11/1000加算	11/1000加算 1月につき

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目					合成単位数	算定単位
種類	項目								
A6	8001	通所型独自サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	定員超過の場合×70%	1,259	1月につき	
A6	8002	通所型独自サービス11日割・定超		59単位	41		1日につき		
A6	8011	通所型独自サービス12・定超		要支援2	3,621単位		2,535	1月につき	
A6	8012	通所型独自サービス12日割・定超			119単位		83	1日につき	
A6	8003	通所型独自サービス21・定超	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436単位	305	1回につき		
A6	8013	通所型独自サービス22・定超		要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447単位	313			

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目					合成単位数	算定単位
種類	項目								
A6	9001	通所型独自サービス11・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	看護・介護職員が欠員の場 合 ×70%	1,259	1月につき	
A6	9002	通所型独自サービス11日割・人欠		59単位	41		1日につき		
A6	9011	通所型独自サービス12・人欠		要支援2	3,621単位		2,535	1月につき	
A6	9012	通所型独自サービス12日割・人欠		119単位	83		1日につき		
A6	9003	通所型独自サービス21・人欠	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436単位		305	1回につき	
A6	9013	通所型独自サービス22・人欠		要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447単位		313		

※合成単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。なお、5つまでの独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員等処遇改善加算、介護職員等特別処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。

介護予防ケアマネジメント【AF】

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
種類	項目				
AF	2111	介護予防ケアマネジメントA	介護予防ケアマネジメント費	442	1月につき
AF	4001	介護予防ケアA初回加算	初回加算	300	
AF	5001	委託連携加算	委託連携加算	300	
AF	4011	高齢者虐待防止措置未実施減算		4単位減算	
AF	4021	業務継続計画未実施減算		4単位減算	